

平成18年 第3回
鬼北町議会臨時会

平成18年第3回鬼北町議会臨時会が7月24日に開催され、議案3件が提出され、原案のとおり可決されました。議案は次のとおりです。

◇鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について

◇鬼北町特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

◇鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について



町民課からお知らせ

国民健康保険前期高齢者・老人保健対象者の方は**平成18年10月**から医療機関での窓口負担額が変わります。

主な改正点

- ・現役並み所得者の負担割合が2割から3割に引き上げられます。
- ・窓口負担額が一部引き上げられます。

医療機関での窓口負担限度額【平成18年9月30日まで】

区分	負担割合	外来	入院（月額）
現役並み所得者の方	2割	1回につき2割の負担	72,300円まで ・医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ・年4回以上高額医療費に該当した場合、4回目以降の限度額は40,200円
一般の方	1割	1回につき1割の負担	40,200円まで



医療機関での窓口負担限度額【平成18年10月1日から】

区分	負担割合	外来	入院（月額）
現役並み所得者の方	3割	1回につき3割の負担	80,100円まで ・医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ・年4回以上高額医療費に該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円
一般の方	1割	1回につき1割の負担	44,400円まで

※老人保健該当の現役並み所得者とは同一世帯に住民税課税所得額145万円以上の70歳以上の方および老人保健対象者がいる方。

※国民健康保険前期高齢者の現役並み所得者とは同一世帯の国保に加入している方で住民税課税所得額145万円以上の70歳以上の方および老人保健対象者がいる方。

※一般の方で住民税非課税世帯に属する方は、申請により入院の月額限度額を減額することが出来ます。

以上が主な改正点です。負担割合が変更になる方にはお知らせをします。

【問合せ先】 役場町民課保険年金係 ☎45-1111（内線214・215・216）